

費用について（給付金活用）

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方にその費用の一部が支給される制度です。

特定の要件を満たせば受給ができ、返済する必要がありません。

教育訓練の種類：

特定一般教育訓練

給付率

受講費用の50%

「上限 25 万円」を受講生に支給

～FLOW CHART～給付金申請の流れ（**受講前のお手続き**について）

【ステップ1】教育訓練給付金の申請準備

必要な書類をご準備ください。必要書類は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

【ステップ2】ジョブ・カードの交付

訓練対応のキャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングにジョブ・カード交付を受けましょう。

（例：千葉キャリア形成リスキング支援センター<https://carigaku.mhlw.go.jp/otw/f12/>） ネット予約

ジョブカードはWEBサイトで作成することが可能です

マイジョブ・カード → <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

【ステップ3】ご本人住所管轄のハローワークへ書類提出します。

提出期限は**受講開始日の2週間前**にまでに行う必要があります。期限厳守なのでお気をつけください。

- 1…教育訓練給付金受給資格確認票
- 2…ジョブ・カード
- 3…住居所確認書類とマイナンバー確認書類
- 4…払渡希望の金融機関通帳またはキャッシュカード
- 5…特定一般教育訓練給付再受給時報告

指定講座は **4 講座**開設していますので、お選びください

～特定一般教育訓練～

教育訓練施設名

社会福祉法人 福祉共生会

教育訓練講座名

指定番号

●喀痰吸引等第一号研修

1222012-2420013-7

●喀痰吸引等第二号研修

1222012-2420023-0

口腔内の喀痰吸引

気管カニューレ内部の喀痰吸引

●喀痰吸引等第二号研修

1222012-2420033-2

気管カニューレ内部の喀痰吸引

●喀痰吸引等第二号研修

1222012-2420043-5

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細な内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

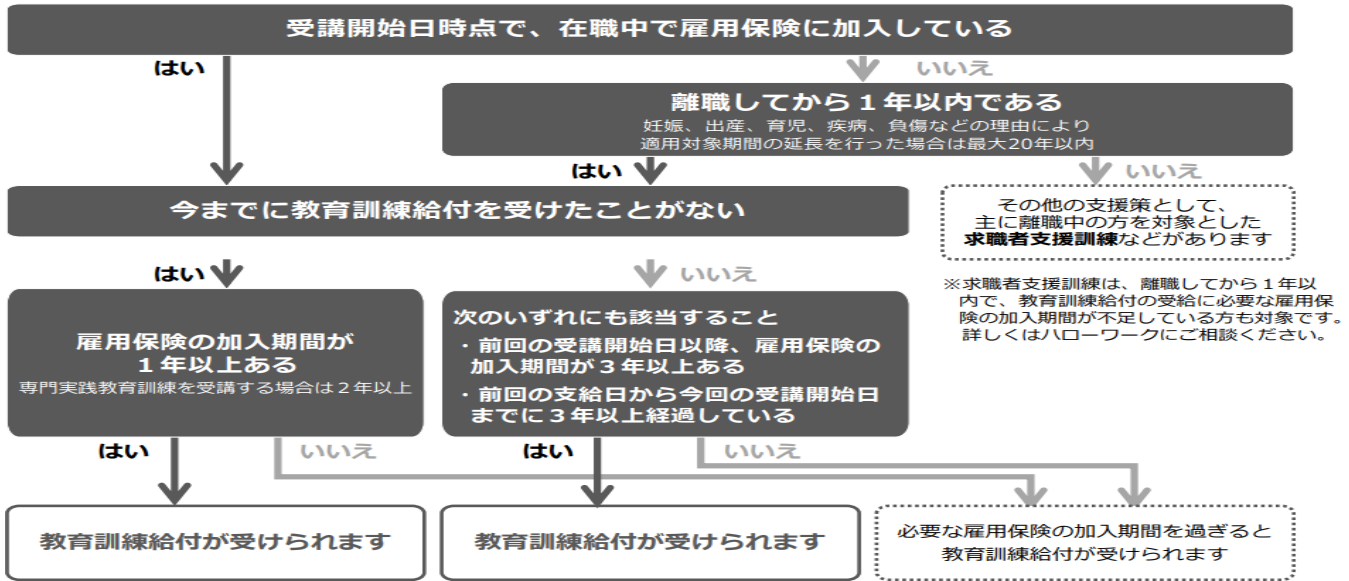


《《《 *支給対象のご利用可能かご確認ください* 》》》

給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き

